

「豊島区災害時トイレ確保・管理計画」のパブリックコメント実施結果について

- ・実施期間:令和 8 年 2 月 20 日から 3 月 13 日まで
- ・周知方法:広報としま(令和8年7月1日号)、区ホームページ掲載
- ・閲覧場所:防災課、行政情報コーナー、区民事務所、図書館(池袋図書館、千早図書館除く)、区民ひろば、区ホームページ
- ・受付方法:Eメール1件
- ・意見件数:1件

《案に対するご意見と豊島区の考え方》

	ご意見の概要	区の考え方
1	トイレ不足分が多く、不足分解消に5, 6年かかるのは、もう少し早く対応できないのかという印象を持った。	東京都のトイレマスタープランに基づいて、本計画を策定しており、東京都が掲げているトイレ不足分の解消達成時期と足並みを揃えた計画としています。区におきましても、少しでも早くトイレ不足が解消するよう、災害用トイレの確保や携帯トイレの備蓄に関する啓発等を進めてまいります。
2	トイレを正しく使用しないと、病気の発生が懸念される。災害時にも対応できるトイレの準備が必要である。	発災直後、使用できない既設トイレを無理に使用してしまったことにより、その後、避難者が体調を崩すこととなった事例があることから、発災直後から使用できる携帯トイレの他、マンホールトイレ、簡易トイレ等を配備しています。
3	区民へ適切に周知して、区民他役割を担う方が準備しておくことが重要である。	区内で開催される防災イベント等で、区民が携帯トイレの取り付けを体験できるようなブースを出展する等して、携帯トイレの使用方法や家庭内備蓄の必要性を普及啓発していくとともに、区有施設の個室トイレに携帯トイレ使用方法を平常時のうちから掲示しておく等して、使い慣れない携帯トイレの使用方法について、効果的な周知を図ってまいります。

4	<p>首都直下型地震が発生し、インフラがすべてストップした場合の想定がわからない。実際に発生した時とのギャップに困惑するのではと懸念している。</p>	<p>首都直下地震等による東京都の被害想定によると、豊島区に大きな被害が想定される都心南部直下地震及び多摩東部直下地震では、断水率 21.6%、下水道管きよ被害率 3.4%、停電率 6.5% (被害の大きい方の数値を記載)と想定されています。</p> <p>首都直下地震によるトイレ被害を軽減させるために、平常時から、発災直後に使用できる携帯トイレの他、マンホールトイレ、簡易トイレ等を配備していくとともに、携帯トイレの使用方法や家庭内備蓄の必要性を普及啓発してまいります。</p>
---	---	---

以下、余白